

令和5年度静岡県建設業審議会会議録

| | | |
|-------------|--|--|
| 日 時 | 令和5年6月7日（水）午前10時から12時まで | |
| 場 所 | 静岡県庁本館4階 議会401会議室（Webによる参加者あり） | |
| 出席者 職・氏名 | <p>会長 静岡文化芸術大学名誉教授 川口 宗敏（来庁）</p> <p>会長代理 常葉大学大学院環境防災研究科教授 重川 希志依（Web）</p> <p>委員 静岡労働局雇用環境・均等室長 小野 聡（来庁） （一社）静岡県中小企業診断士協会 大滝 綾乃（来庁） 弁護士（伊藤総合法律事務所） 坪川 武史（来庁） 公認会計士（道丹久男公認会計士・税理士事務所） 道丹 久男（来庁） 大日工業株式会社代表取締役社長 川瀬 昌之（来庁） 静岡県消費者団体連盟副会長 中川 教子（来庁） 株式会社山崎製作所代表取締役社長 山崎 かおり（Web） （一社）静岡県建設業協会会長 石井 源一（来庁） 静岡県中小建設業協会副会長 市川 照（来庁） （一社）静岡県建設産業団体連合会理事 三輪 容次郎（来庁） （一社）静岡県建設コンサルタント協会会長 森崎 祐治（来庁）</p> <p>事務局 交通基盤部部長代理 林 聖久 交通基盤部建設経済局長 萩原 昭人 交通基盤部建設経済局技監 水野 幸治 交通基盤部建設経済局建設業課長 藤塚 ひとみ 他</p> | |
| 議 題 | <p>(1) 建設産業ビジョン2019、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画の進捗状況について</p> <p>(2) 静岡県の担い手確保の取組について</p> <p>(3) 産官連携による一斉休工の実施報告について</p> <p>(4) 適正な価格による発注について</p> <p>(5) 報告事項</p> | |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県建設業審議会出席者名簿、座席表 ・「令和5年度静岡県建設業審議会」のプレゼンテーション資料 資料1 ・静岡県建設産業ビジョン2019進捗評価 資料2 ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画進捗評価 資料3 ・静岡県建設産業ビジョン2019概要版 参考資料1 ・静岡県建設産業ビジョン2019 参考資料2 ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画の概要 参考資料3 ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画 参考資料4 ・時間外勤務上限規制に関する資料 報告事項1 ・静岡県盛土等の規制に関する条例の施行 報告事項2 ・建設発生土の処理に関する基本方針の策定 報告事項3 | |

1 議題

- (1) 建設産業ビジョン 2019、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画の進捗状況について
- (2) 静岡県の担い手確保の取組について
- (3) 産官連携による一斉休工の実施報告について
- (4) 適正な価格による発注について

2 内容

(1) 建設産業ビジョン 2019、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する静岡県計画の進捗状況について

(事務局) 資料に基づき説明。

(川口会長) ただいま事務局から説明していただきました件につきまして、何か御意見、あるいは御質問がありましたらお願いいたします。

(川瀬委員) 大日工業の川瀬です。

私ども製造業は、2019年度から広がりましたコロナ感染によりまして、2020年度、2021年度は非常に苦しい思いをしまして、悪く言えば売上げが半分以下になってしまった状況もございました。ということで、例えば計画しておりましたPDCAのPDすら変更せざるを得ない状況が続いてきてまして、ようやく昨年からは回復の兆し。それでもまだ、例えば材料に関しては、いまだにコロナ以前のような経路では入ってこないとか、材料の価格が高騰して2倍近くになってしまっていることが続いております。

建設業の皆様におかれましても、やはり大変な思いをされたと思うんですけど、この辺がこの進捗計画の中にどのように影響されたのかなど。また、もし変更されたようなことがございましたら、この辺の補足をいただければなど、このように思います。

(事務局) ただいまいただいた意見について、今回のビジョンの中では、特にそれを加味したものはございません、今のところ。

(川口会長) では、関連してもし御意見があれば。

(市川委員) 2ページ、先ほど冒頭で自己紹介の時に、我々建設産業で今、非常に困っているのが、人手不足というお話をさせていただきました。最下段に、建設業への高校生の卒業生の件が載っております。

実は、非常にショッキングな数字が出たので、皆さん方に聞いていただきたいです。静岡に科学技術高校という高校がございます。そこで、土木関係の学生さんが、就職者が20名いたんです。非常に学校のレベルが高くなりまして、現役で東工大に土木から入学するような形で、レベルも上がってきてるんですけども、20名就職する中で、地元の建設会社に就職した学生さんが2名なんです。1割。市役所に就職された方が6名、あとJRとかNEXCOとか関係に就職されて、どちらかという発注者関係が多くて、地元の将来現場監督になっていただけるような学生がたった2名しかいないです。この数字は学校の先生たちに、ちょっとおかしくないかということで話をしたんですけども、うーんということで明快な回答はいただけませんでした。

その後、いろいろ業界の仲間で話をして、大学生は来るのという話になってまいりました。ちょっとデータで調べてみました。この10年間、2012年で全国ですけど、大学の新卒者で建設技術者に就職した方が、2012年は8,213名、2021年は1万3,837名で1.68倍に増えています。女子についても、2012年が1,268名、2021年が3,232で2.54倍で非常に増えているんですが、静岡県の人口と同じで、地元の静岡県に大学を卒業してくる学生さん、インターンシップも含めて、各社に聞くんですけど、この頃全然いない。要は、箱根の山を越えてこちらまで来る、大学卒業する人たちがいない。高校を卒業して現場の監督になる方はいない、また箱根の山を越えて静岡県に戻ってくる大学技術者は非常に少ない。なおかつ、戻ってきた方が、我々からしてみますと発注者関係のところ就職する。

今、NHKの大河ドラマで「どうする家康」ってやっていますけども、我々からすると「どうする現場」という形で、災害が非常に多い中で、我々現場管理が、先ほど、あと5年以内に1割ぐらいのところが廃業するよとお話ししたのですが、非常に将来、地元の中小建設会社の存亡、非常に不安を抱えている事実だけ、お示ししたいなと思った次第です。

以上です。

(石井委員) 付け加えさせていただきます。

今の話のように、非常に技術者が不足していて、困っている状況です。これ、おかしいなと思うのが、小学生とか中学生ぐらいまでは、意外と建設工事とか土木工事は人気があるんです。高校入学する時に、がたんとか減っちゃう。親御さんもちょっと問題があるのではないかなと思うんですけど、学校の中学生ぐらいの教育に、インフラ関係の仕事をするとか重大なんだよ。橋とかトンネルとか道路もなければ物の流れが止まっちゃうんだよ、日本の経済がストップしちゃうんだよ。インフラの工事って非常に重要だということを、管轄外か分から

ないですけど、教育部門でもう少し力を入れていただければ、また変わってくるんじゃないかなと私、思うんですけど。

(林部長代理) 先ほどの、川瀬委員のコロナの影響と価格高騰の影響で、私から少し説明をさせていただきます。

コロナの影響について、公共工事につきましては、かなり工事の、決められた工期がごさいますけれども、その工期どおりにできない状況がありました。ですので、公共工事の場合は工期延長し、進めてもらっていたことはございます。

価格高騰につきまして、これも大きなダメージを受けましたけれども、公共工事の場合は請負者がきちんと高騰分を、一部の制約はございますが、スライド制といたしまして、価格の高騰分を見ることになっております。ただ問題は、それがちゃんと下請に転嫁されているかどうかということもございますけれども、実際、公共工事の場合につきましてはそういったことで、契約上は公のほうできちんと高騰分は見ることになっております。

ただ、一方で問題になるのは、民間工事の場合は契約慣行もございまして、工期を延ばせないとか、当初の請負金額どおりにやれということがございましたので、そういったところで問題や課題がございます。簡単でございますが、私から失礼しました。

(川口会長) それに関係することで、もし御意見等があれば。

その他、今まで説明がありましたことについて、御意見、御質問ありましたらお願いします。

(坪川委員) 委員の坪川です。

先ほどの話題と少し関連性があるのですが、担い手確保あるいは後継者確保、就業者の確保を考えたときに、結局、若い世代の人たち、地元出身者であるとかUターンの方であるとか、あるいはIターンで静岡に来られる方も含めて、結局、そこで生活の基盤を築いて、家庭を持って、ある程度長い期間暮らすことを考えてもらわないといけないわけです。

ですので、建設産業自体の魅力を高めて、それをきちんと伝えるという両輪の部分に加えて、若い世代が子育てをして、この街で暮らしていくんだということを県なり市町の施策としてきちんとつくって、アピールしていかないと、結局、大都市圏とかほかの地域と若い人材の奪い合いという時代にもう入っていると思いますので、そこはかなり意識的に取り組んでいかないといけないと思いますし、静岡は素材としては非常にいいものを、もともと環境としても人としても持っていると思います。経済規模としても大きいところがありますので、そこは生かしていけるのではないかなと思います。

実は、建設産業自体が社会の中でどういう位置付けを与えられているか、ある程度相対化して見ながらやっていくことも必要だと思いますので、そういった観点も、ぜひ県には持っていただければ、ありがたいなと思う次第です。

以上、意見でございます。

(川口会長) 重川委員さんが手を挙げてくれていたので、重川委員、お願いします。

(重川委員) 2点だけ。まず1点目、先ほど委員から、小さい頃は結構建設業に興味を持って、労働意欲を持ってるんだけど、なぜか高校生になるとぱたっとそれが低まってしまうというお話でした。

まさにそのとおりだと思います。例えば女の子なんか、小さい頃はお菓子屋さんとか花屋さんとか、単純に格好いいとかすてきという仕事を希望して、男の子も同じだと思いますが、年齢がいくごとにいろんな社会の現実が分かってきて、すごくリアリティを持った職業選択の目が増えて、そういうふうを選択して、そうならざるを得ないのはある意味で当然かなと思うんですが。

ただ、一方でうちの学生なんか見てみますと、今どきの若者ではあるんです、当然。ですから、極力楽な労働環境で、極力いい条件で、それも人間として当然のことだと思うんです。一方で、人の役に立つ仕事とか、社会の役に立つ仕事とか、ありがたいと言われる仕事に、すごくやりがいを感じて、意欲を持って就労しようという学生も相当います。

そういうことを考えたときに、今、建設業全体の、なかなか人の目に触れにくい環境で仕事をせざるを得ない。例えば、大きな現場でしたらすっかり囲ってしまって、中で誰がどんなことをやっているのかも分かりません。あるいは公共工事で、屋外で仕事をしていたら交通の障害になるとか、本当はありがたいと言わないといけないところを、逆に迷惑に思ってしまうような環境がある中で、もっと建設業そのものが、工事現場の安全は当然ですけど、社会的に非常に大切なことなんだとか、これがあるから地域の安全が守られているんだとか、もっとそういった面で積極的にアピール、社会にとっても不可欠な業界なんだとアピールしていく機会を、もっと増やしていく必要があるなと強く感じています。

私自身も建築の出身で、私が学生の頃は、ほとんどの学生は大手ゼネコンを希望したんです。ところが、今や何が一番人気かというところ、不動産なんですよ。そんな状況になっているということも思います。

2点目、A3の紙で御説明いただいたものの中で、評価区分がCのものが2つあったんです。1つは、若手技術者育成型、若手限定で入札を認めるものと、もう1つは過疎地域での、

今回は過疎だけではなくて、振興山村地域も加えるというお話ですが、そういったところを地域限定の入札、これがCです。

お伺いしたいのは、例えば若手に限定した事業の場合、単に応募者が、年齢が若いだけでいいのか、それとも若手の事業者さんが入札を応札していくことは、やっぱり若手の事業所さんに何かインセンティブなりメリットなり、あるいは若手であるから、その発注内容の工夫だとか、そういったことも取り組まれているのか。過疎地域についても同じですが、そのところを教えてくださいと思います。

以上です。

(事務局) それでは、若手技術者の入札について御説明いたします。

若手技術者育成型入札につきましては、事業者というよりも、その現場に配置される技術者、こちらが40歳以下の方という条件を付けさせていただいております。そういった条件を満たした業者さんについて、入札に参加することができるということで、ほかの方は入札に参加できないという条件となっておりますので、そこでインセンティブが付与されている形になっております。

以上です。

(重川委員) 過疎地域も同じ、そのみが条件でしょうか。

(事務局) 過疎地域につきましては、その地域に存在する建設業者さんのみが入札に参加できるという条件になっておりますので、外部から建設業者が参入してくることがないということで、そういった意味でインセンティブと考えております。

以上です。

(重川委員) そういった御尽力がもっと効果を上げるようになっていけばいいなと思いますが、これは具体的に、そういったものに応札され、事業を請け負われたようなところから、改善点とか問題点とか、そういった現場での声みたいなものを吸い取って、それを今後反映するといった仕組みは取られているのでしょうか。今のは質問です。

(事務局) 発注者からは、やはり資料に書いてありますように、入札をかけても不調とか不落になることが多いことで問題点が挙げられております。それから、若手技術者育成型入札につきましては、そもそも若手が少ないということで、発注者からの意見と同じですが、入札に参加することができないという御意見をいただいておりますので、その辺が今後改善すべき点かなと考えております。

以上です。

(重川委員) 今の御回答を考えると、今後改善というときに、具体的に、この2つのものに限らないですけど、全て改善、文書では書いてあるんですが、本当に改善をしていくときに、建設産業に携わってる方たちの現場の方たちから見て、どういうところに問題があるのか、メリットがあるのか、あるいはどういうふうにしていけば、さらにいろいろな数値目標に近づいていくのかといった、プログラムの中でP D C Aではないですけども、現場の反応や声を生かしながら改善していくといった動きがちょっと見えなかったものですから、お聞きをしました。

(事務局) 早急に、当審議会の意見等も踏まえまして、入札契約制度の改善に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(川口会長) 今の問題と関連して、次の議題も関連いたしますので、議題(2) 静岡県の担い手確保の取組と、(3) 産官連携による一斉休工の実施報告について、これを事務局から説明をしていただいて、今まで話した中で御質問があれば、御一緒に質問していただくようにしたいと思います。

それでは、事務局から議題の(2)(3)番、説明をお願いいたします。

(2) 静岡県の担い手確保の取組について

(3) 産官連携による一斉休工の実施報告について

(事務局) 資料に基づき説明。

(川口会長) 今、事務局から説明をしていただきましたが、まず初めに、静岡県の担い手確保の取組についてに関して、御意見あるいは御質問がありましたらお願いいたします。その後で、産官連携における一斉休工の実施についての御意見をお伺いいたします。

それでは、担い手確保の取組について、説明がありました件について、御質問あるいは御意見がありましたらお願いいたします。

(市川委員) 中小建設業協会の市川でございます。

働き方改革が叫ばれたのは15年ぐらい前ですが、ちょうど静岡科学技術高校の教諭と中部地整、名古屋のほうで、この問題について話をしたことがございました。そのとき、その高校の先生が、今の高校生は給料が高くて、休みが多くて、転勤がない、その三拍子がなければ就職しないよっておっしゃったんです。言い方は悪いんですけど、これが国交省に、霞が

関に行きまして、建設産業の働き方改革に大きく火がついて、名古屋の中部地整が一応モデルの形になって、静岡県もそういった形で先進県になっております。

先ほど、ふじ丸デー、私も全国建設業協会とか全国中小建設業協会に委員で出ているんですが、全国的にあって、非常に発注者でこういうものを優先的にやる県って少ないです。他の県の業界からは「静岡、すげえな」というお褒めをいただいていることを申し添えておきます。

ただ、静岡にどういう形で大学生を戻したり、また地元の高校生を建設関係に就職させるかといういいアイデアはなかなかないですけれども、先ほど言った3つ、静岡県で転勤がない、休みが多い。これだけ休みが多いですけど、東日本大震災以降、非常に労務単価を上げてくれてるんですけど、より一層、我々建設産業は製造業に追いつけ追い越せで、国も頑張ってくれてるんですけども、静岡県さん、なかなかできないかと思うんですけども、建設産業に入ると給料、たまにいいぞと思われるくらいのインパクトがないと、なかなか子供たちは就職しないのかなと思っております。

以上です。

(石井委員) 先ほど、囲いをしてるとかどうだというお話を聞いたんですけど、あれは危険な工事なものですから、第三者に被害を与えたくないということと、夜なんか知らない人が現場の中に入ってきちゃう、そういう危険性があるものですから、そういうことを取り除くために囲いをさせてもらっております。

先ほど、建設業をもっと分かってもらいたい、どんなことをやってるということを分かってもらいたいなということで、静岡県建設業協会としましては、今日の資料の一番最後に資料を用意しております。

(建設業協会) 建設業協会の専務理事の石野といいます。場外から説明させていただきます。

資料の一番最後にチラシをつけてありますのは、進捗状況の中での評価で、昨年度の事業としまして、災害応急対応に当たる地域建設業の愛称、もう少しイメージアップしようということで、愛称募集を行っております、県と建通新聞さん、こちらの後援もいただきながら建設業界としてやりまして、300くらいの応募があって、「C-DEST (シーディスト)」という名前で命名させていただいた。高校生からも70名くらい応募いただいたということです。

これだけだとあれですので、例えばヘルメットにつけるとか、共通のビブスにするだとか、あと重機につける、その後にデザインとかロゴマークをつくってやっていこうというこ

とで、この7月から9月くらいにかけて、夏休みの宿題ではないですが、一般に募集をかけていこうかなど。特に、学生さんに応募してもらえればいいかなということ、若手にアピールするような活動も、一般にも認知をしてもらう活動もしていきたいと考えております。

以上です。

(石井委員) これは、国交省でTEC-FORCEというチームがありまして、災害が起きるとすぐに駆けつけて、いろいろな指示を出して復旧に当たるのをまねて、静岡県の建設業協会もこういうことをやって、少しでも普通の方に、建設業って、こういう重要な仕事をしてるんだなと分かってもらうためと、今の若い人も社会に奉仕することについては意外と興味を持ってらっしゃる方が多いものですから、こういう方々に建設業に入ってもらいたいなという考えをもって行いました。

(川口会長) ほかになければ、産官連携による一斉休工の実施についてに関して、御意見、御質問をお願いいたします。

山崎委員、お願いいたします。

(山崎委員) 山崎です。

担い手確保の件で意見と御質問ですが、私も小学生や高校生、大学生たちに、製造業、ものづくりの魅力とかを伝える機会があって、お話をしたりすると、子供たちは製造業も、もちろん建設業もだと思えますけど、3K、4Kのイメージがなかなか拭えないんです。それを私自身も非常に悩み、出した結果は、リアルな働いてる人と触れ合いながら、その姿を見せる、リアルに感じてもらう、ものづくりの楽しさを、実際に作ってみたりする中で教えていく、伝えていくということをやっけていこうと思ったんです。

どうしても親御さんも、テレビだったり、ニュースだったり、ドラマだったり、そういう中で建設業や製造業へのイメージはあまりよろしくない。そこを覆していくためにはリアルじゃないかなと思っていて、先ほどお話しした工場のオープンファクトリーの取組もやるんですね。

なかなか危険で、囲いはあるし、見せられない場所だと思うんですけども、製造業も結構そうなんです。ふだん見せられないです。でも、そこを一般の方、若い人たちにも見せられるような場所をあえてつくって、安全確保をして、機密事項は大丈夫なようにしてやるんですけど、そういう形で建設業の方も、あえてそういう方々にPRするようなことができないかなと思ったんです。やはり若い人たちの目線で考えていけないといけないなと思います。

給料がいいから、休みも多くなったよと伝えるだけだとなかなかリアルに感じられなくて、

そんなこと言たって、実際入ったら厳しいんでしょう。お給料よくたって、休みがなければ嫌だよって思う方がいっぱいいると思います。ものづくりもそうです。

なので、リアルにもっと伝えられる場所をつくっていくのを、すごい「どぼくらぶ」の活動もとてもいいなと思います。こういう活動も続けながら、その中に、もっとリアルに働いてる方の姿だったり、その方の言葉だったり、そういうものが伝えられるような場所ができたらいいなと思いました。

以上です。

(川口会長) それでは、長い議論になりますので、10分間ほど休憩を取らせていただいて、まだ議題4が残っておりますので、25分ですから実際6分ぐらいですか、休憩にさせていただきますと思います。そして、(4)の項目について再開をさせていただくことでお願いいたします。

(休憩)

(4) 適正な価格による発注について

(川口会長) 再開をさせていただきます。

議題(4) 適正な価格による発注について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料に基づき説明。

(川口会長) 今、事務局から、議題の(4) 適正な価格による発注について説明がありました。この件に関しまして、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

石井委員、お願いいたします。

(石井委員) 低入札について、以前は失格線があって、その金額以下の者は失格しちゃうわけです。それがこの頃、何でこうなったんだ、どうだこうだって聞いて、その安い金額を入れた業者さんにいろいろ事情を聞いて、また県からは、そういう業者さんに職員を入れなさいとか、どうだこうだという指導があるわけです。逆に、それが徹底してないような気がするんです。ですから、こういうダンピングって、いつまでたっても減らないのではないかなと私は思うんです。

ですから、以前のように失格線を設けて、それを守ってもらわない業者さんは仕事が受注できないという形にしたほうが、僕はいいのではないかなと思うんですけど、そこら辺を県の発注者さん側のお話を聞きたいんです。

(事務局) 低入札価格調査制度、現在においても、失格基準価格は設定しております。

(石井委員) しかし、失格になるような数字を入れていると、その業者さんにいろいろ指導をして、こういうふうになればという感じになってるわけですね。昔は失格といたら「全然、おたくはこの仕事をやれないよ」ってことでぼんとはねられちゃう。その次の値段を入れた業者さんが受注できる感じだったんです。かえってそのほうが、時間的な問題とか、工期だって時間が決められているんですし、そういうくだらない時間を、指導したり、何でこれはどうだこうだって、その安い金額を入れた業者さんについて、その単価を調べてみるとか、業者さんの意見を聞いてみるところ、非常にもったいないと思うんです、時間的に。

だったら、失格は失格でぼんとはねちゃえばいいような気がしてしょうがないですけども、そこら辺がまた県のほうで、発注者さん側でもう一度検討していただいて、そこら辺をもう少し厳しくしたらいいのではないかなと私は思ったものですから、こういう発言をさせてもらいました。また後日、次の機会でもいいですから。

(川口会長) 市川委員なんか詳しいんじゃないでしょうか、そのあたりの入札は。そのあたりはどうですか。

(市川委員) 実は入札制度の中に、価格競争と総合評価という2種類あるので、以前は総合評価という項目がなかったので、すぐ失格になってきたんですけど。今はなかなか、正直言って人手不足で、三輪さんの浜松で設備関係の会社されているんですけど、逆に言って、よくいう元請よりも、今はサブコンのほうが強いんです。ですから、なかなか現場でやっていたく技能工を抱えてるところが少ないので、元請が以前ほど利益は上がってない、二極化してきているんですけど、入札制度の中でいくと、今、石井さんがおっしゃったことも一理あると思うんですが、私は違う質問をしてもよろしいですか。

今、総合評価のところでは調査基準価格があるんですけど、それが今、92%が上限のようなことで書いてあるんです。先日、ある工事で低入札だということできましたら、開けてみましたら93.4%。調査価格なので、入札価格が92.62%でも低入札になってしまっただけで、受注する段によると技術者を1人余分につけなければいけない。技術者を1人つけるってことは、その現場で経費もかかるのと同時に、その技術者がそこにつかなければ当然ほかの仕事ができるので、企業としても仕事ができるのにもかかわらず、予定価格って分かりませんから、後でやってみたら調査価格が93.4%で、落札価格が92.62%にもかかわらず低入札だよと言われて、契約してからじゃないと分からないですけど、そういった事例もあるんです。

こういったことは、我々業者の側から言うと、言い方は悪いんですけど、各社競争でやら

せていただくので、企業努力でもいろんな形でやるんですけど、これはなかなか不条理というんですか。上限が大体92%ぐらいだなんてデータを見れば分かるんですけど、時として開けてみたら93.4%だと、我々コンマ幾つとか1%以下のところで、できるだけ受注できる努力をしてくんですけども、これは、後でクレームは言えるんですか、業者として。契約してからでも。

調査価格、高過ぎるんじゃない。だから、技術者1人要らないんじゃないかということが、後で言えるんでしょうか。

(事務局) 入札後に予定価格自体は公表しておりますので、そこから低入札調査価格制度も当然出てくるとは思うんですけども、要領上では、資料の24ページにありますように、92%で運用されているとは思いますが、もし御自身で計算されて、それを上回っているということであれば、発注機関に確認していただいたほうがよろしいかと思えます。

(市川委員) ありがとうございます。

(川口会長) このことに関して関連すること、ありましたらお願いします。

(森崎委員) 建設コンサルタンツ協会、森崎です。

1年前でしたか、似た質問をした中で、県というよりも市町の問題ですが、低入札防止のための低入の調査制度とか最低制限価格制度を導入してない市町が、そのとき聞いた時は、たしか半分以上ぐらいが、まだ静岡県、実施してなかったような記憶があるんです。その後、今現在どのぐらいその辺が改善されたか。

うちの業界ではないですが、この間、地元の商工会議所の建設業部会で話題になったのが、最低入札調査制度を市町さんは設けてるんだけど、17ページのスライドで、低入で入れて、発注者側が履行可能かというチェックをして、ここはノー・イエスなんだけど、割と簡単にイエスがどんどん出てる状況があるという意見が出たのがありました。だから、制度を設けてますといっても、実態は市町さん、何かいろいろあるのかなという感想。

あと、スライドの24ページの75%から92%へ上がっているんですが、例えば市町さんもこの基準を使うようになっているのか、これはまちまちなのかというのを聞きたくて。そのときに出た話も、ある業者さんが7割ぐらいの価格で設定されている仕事が、いまだにそういうのがあって、7割でやらされてはとても利益が出ないという話が、つい最近の話であったんです。75以上は全国とか市町さん共通の数字として使われてることなのかどうか、実態はどうなのかをお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

(事務局) 事務局の技術調査課長の柳原といいます。

まず、森崎委員の関係の市町の制度導入の件、業務委託の関係で話させていただきたいと思います。

まず、低入札価格調査制度と最低制限価格制度、両方とも未導入は7市7町になってます。それ以外の市町につきましては、最低制限価格制度のみの導入が13市4町、低入札価格調査制度導入は1市1町、両方とも入れてるのが1市になります。

導入状況としては、以上になってます。

(事務局) 続きまして、運用状況等について、低入札の基準、資料の24ページの75から92は、あくまで国で示しているものでありまして、静岡県も同じように運用は行っているところですが、この数字につきましては市町ごとに独自に設定をしておりますので、市町によっては若干異なる場合があるということになります。

低入札調査の調査の実施内容、実施状況につきましても同様に、各市町、地方公共団体ごとに調査の実施内容は異なっている状況です。

以上です。

(森崎委員) 低入の制度、たしか前よりは随分、導入した市町さんが増えてるということは、かなりその辺は理解が市町さん、進んだことかなと思います。

あとは、今申し上げたような実態がどうなってるかというあたりも、有効に機能してるかどうか、その辺もぜひ市町の様子を、また県からも見ていただいたり、7掛け、あるいはそれ以下で運用しているところがあるのかどうか、そういうところがあれば、またそういうものもぜひ御指導いただければいいのかなと。そういうのもあれば、思っております。よろしくをお願いします。

(川口会長) これ以上、話をすると長くなるので。まだ、議事が残ってますので、申し訳ないけども、次の項目の(5)報告事項をやっていただけますでしょうか。(5)報告事項、事務局からお願いいたします。

(5) 報告事項

(事務局) 資料に基づき説明。

(川口会長) 事務局から報告事項で、3件について報告等をいただきました。

最後にありました、この報告事項も含めて、全体に対して御意見、あるいは御質問があったら御発言をお願いいたします。

(川瀬委員) 川瀬です。

山崎工業さん、先ほど念頭のお話では、新しい建屋を建てて、事業を始めたとお聞きしたんですけど、私ども、実は3年前から新工場を建設で土地の取得、そこに新しい新工場をつくる。新工場といっても、今、辻と興津にある2つの工場を統一するだけのことなんですけど、これは市街化調整区域から、その土地に立てられないということから、新しい土地を取得して、新しい工場をつくる。生産性アップとかそういうところも考えて、またBCPからそこを選んだわけなんです。

ちょうどコロナ前のときでしたら盛土は一切関係なかったんですが、今、実際、2,400坪ぐらいの平らな土地に工場を建てるに当たって、約30センチぐらい土を盛りますので、これがもろにこの盛土条例に引っかかります。

そのために、地域の住民、またはそういったところの説明会をやってるところですけど、それだけではなくて、元の地盤の調査、たとえ少しでも入れる土地の地質調査ですか、この辺も全てやらなければいけないということで、実際には、最初の頃から今の見積りは約5倍の価格になってしまってる現状です。

実際に、熱海のような山間地とか、土地の土砂の廃棄で盛土となったものと、そうじゃなくて工場を新しく平らなところにつくるに当たって、そこに土を加えることが一緒になって扱われてしまってるのが現状ですので、この辺はもう少し何とかならないのかなと、そのような気がいたします。

皆様のお手元に資料にあります、参考資料1の右側の写真の一番下、「生き物にもやさしい川づくり(庵原川)」という写真が写ってるんです。まさにこの横が、私どもの今度新しく建てる工場の予定地ですけど、地元の小学校が庵原川で生き物を、すぐに川に下りて見られるとか触れることができることをしておりますので、私ども工場もそのところまで安全に下りて、安全に子どもたちがそういったものに触れられることを、一番最初に念頭に建てるつもりではいるんですが、でも、やはり盛土に関係なく、そういったことで盛土として、これからまだいろいろな申請を出さないといけないんですけど、そういったことで、今ちょっと手こずっております。

本来でしたら3年前に着工する予定だったのが、実際3年延びてしまってるのが現状でして、それによって、静岡の中で新しい工場とか新しい業種というか産業が発展するために、

土地を新たに取得しようとしたときに、非常に今後は引っかかってくるのではないかな。土地の転用も含めて、この辺が地域の発展に影響してるのが事実ですので、もう少しここも細かく、災害ばかりではなく、地域の発展も考えて、何かできないのかなと感じております。

できれば、入れます土、土砂についても、例えば今どこかでやってる工事から出てくる土砂、そのものが調査されたものを私どもが引き受けて入れるとか、また転用することが、リサイクルではないですけど、そういったことに使えればよいなと感じますので、ぜひその辺の検討もお願いしたいと思っております。

(事務局) 担当課の者が本日おりませんので、そのようなお話をいただいたことについては、共有するようにしたいと思います。

(石井委員) 今、建設発生土のお話が出たんですが、この間の熱海の土砂災害の時に、たまたまその土砂の中に産業廃棄物が入ってたということで、土砂とかでそういうものが、普通の建設工事で発生する残土とかそういうものと一緒になっちゃってるんです。今までは、じゃあお願いして、一時仮置きをさせてくれというところは、「いいですよ」なんて、お百姓さんとか土地を持っていた方がそれをオーケーしてくれたんですけども、非常に厳しくなって、建設残土を産業廃棄物みたいな感覚を持ちちゃってるんですよ。

ですから、県でももう少しうまく説明をしていただいて、建設工事で発生する残土とかそういうものは再利用できて、産業廃棄物とは違うんだよともう少し強く言っていただかないと、実際に私たちが仕事をする上で非常に問題になっておりますので、何かうまい方法で一般の方々にも分かってもらいやり方を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局) 当課も建設発生土、あくまでも有効な資源だという位置付けで考えて、あくまで産業廃棄物ではない、有効な資源で利活用していきたい。ただ、やむを得ず利活用できないのが30%あるという話でございます。そういう意味を含めまして、県民の方々にPRできればなど思っております。

以上です。

(川口会長) 最後にどなたか、これだけ言っとかないと気が済まないという方がいらっしゃいましたら、御発言をしていただきたいと思います。いいですか。もし、なければ終わります。事務局、よろしいですかね。

以上で、今日の議事は終了させていただきたいと思います。